

平成28年3月 9日 開会

平成28年3月 日 閉会

平成28年第1回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員

議案目次

報告第1号 和解及び損害賠償額の決定の専決処分について…………… P 1

議案第1号 平成27年度江差町一般会計補正予算(第12号)について
議案第2号 平成27年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算(第4号)について
議案第3号 平成27年度江差町介護保険特別会計補正予算(第6号)について
議案第4号 平成27年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について
議案第5号 平成27年度江差町水道事業会計補正予算(第2号)について

平成27年度補正予算議案(議案第1号～第5号)別冊

議案第6号 平成28年度江差町一般会計予算について
議案第7号 平成28年度江差町国民健康保険費特別会計予算について
議案第8号 平成28年度江差町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第9号 平成28年度江差町介護保険特別会計予算について
議案第10号 平成28年度江差町公共下水道事業特別会計予算について
議案第11号 平成28年度江差町公設地方卸売市場事業特別会計予算について
議案第12号 平成28年度江差町港湾整備事業特別会計予算について
議案第13号 平成28年度江差町奨学金特別会計予算について

平成28年度各会計予算議案(議案第6号～第13号)別冊

議案第14号 平成28年度江差町水道事業会計予算について

平成28年度江差町水道事業会計予算議案(議案第14号)別冊

議案第15号 平成28年度江差町財政調整基金の処分について…………… P 3
議案第16号 平成28年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分につい
て…………… P 5
議案第17号 江差町空き家等の適正管理に関する条例の制定について…………… P 7
議案第18号 江差町情報公開条例の一部を改正する条例について…………… P 11
議案第19号 江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について…………… P 15
議案第20号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について…………… P 19
議案第21号 檜山管内行政不服審査委員会の共同設置について…………… P 21
議案第22号 住所表示の統一化に伴う関係条例の整備に関する条例の整理について… P 25
議案第23号 檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について… P 29
議案第24号 江差町逆川森林公園条例の制定について…………… P 33
議案第25号 過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一
部を改正する条例について…………… P 37
議案第26号 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について…………… P 39
議案第27号 江差追分会館条例の一部を改正する条例について…………… P 41
議案第28号 江差町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について…………… P 43
議案第29号 町道路線の認定について…………… P 47
議案第30号 江差町過疎地域自立促進市町村計画の策定について…………… P 49

報告第1号

和解及び損害賠償額の決定の専決処分について

和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成28年3月9日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

地方自治法第180条第1項に規定する、議会の委任による議決事件について専決処分をしたので報告する。

専 決 処 分 書

次のとおり和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

平成28年2月18日専決

江差町長 照 井 誉之介

和解及び損害賠償額の決定について

1 当事者

(甲) 檜山郡江差町長 照 井 誉之介

(乙) 北海道函館方面江差警察署長 高 橋 昌 弘

2 事故の概要

- (1) 平成27年12月28日午前6時30分頃において、甲所管の除雪作業車が、除雪作業中に、乙の所有する規制標識に接触し、破損させた。
- (2) 甲及び乙は、上記に起因する損傷について甲の責任において補修することとして交渉を進め、和解することで合意を得たものである。

3 和解及び損害賠償額の概要

- (1) 甲及び乙は、上記に起因する標識の補修に係る費用が129,600円であると確認し、甲の加入する自動車損害共済にて補修するものとする。
- (2) 甲及び乙は、上記事故について今後どんな事情が生じても、いかなる名目を問わず各自相手方に対し何らの請求をしない。

議案第15号

平成28年度江差町財政調整基金の処分について

平成28年度江差町一般会計の財源不足を補填するため、江差町財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

- 1 処分する額 100,000,000円
- 2 処分する時期 平成28年度中

平成28年3月9日提出

江差町長 照 井 誉之介

議案第16号

平成28年度江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の処分
について

平成28年度江差町国民健康保険費特別会計の財源不足を補填するため、江差町国民健康保険事業会計財政調整基金の設置、管理及び処分に関する条例第6条の規定により、国民健康保険事業会計財政調整基金を次のとおり処分するものとする。

記

- | | | |
|---|--------|-------------|
| 1 | 処分する額 | 70,000,000円 |
| 2 | 処分する時期 | 平成28年度中 |

平成28年3月9日提出

江差町長 照井 誉之介

議案第17号

江差町空き家等の適正管理に関する条例の制定について

江差町空き家等の適正管理に関する条例を、次のように定める。

平成28年3月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

安全で安心できる暮らしの実現を図るため、空き家等の適正管理等に関する事項を条例で定めるもの。

江差町空き家等の適正管理に関する条例

(目 的)

第1条 空き家等の適正管理に関し、空き家等の所有者等の責務を明らかにするとともに、特定空き家等となったとき又はその恐れがあるときの措置について必要な事項を定めることにより、地域における生活環境の保全を図り、安全で安心できる暮らしの実現を図ることを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 町内に所在する建物その他の工作物（既に倒壊したものを含む。）及びその敷地で、常時無人の状態にあるものをいう。
- (2) 特定空き家等 空き家等が次に掲げるいずれかの状態にあることをいう。
 - ア 老朽化又は台風等の自然災害により建物その他の工作物が倒壊し、又はその一部が飛散する恐れのある危険な状態
 - イ 不特定の者に侵入される恐れがあるなど、防火又は防犯上不適切な状態
 - ウ 動物・昆虫等が繁殖し、周囲の生活環境を阻害し又は阻害する恐れがある状態
 - エ その他、管理上著しい支障を及ぼす恐れがあると町長が認める状態
- (3) 所有者等 町内に所在する空き家等の所有者、占有者、又は管理者をいう。
- (4) 町民等 町内に居住し、若しくは通勤・通学する者又は町内に滞在する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 空き家等の所有者等は、特定空き家等にならないよう、自らの責任において適正な管理を行わなければならない。

(情報提供)

第4条 町民等は、特定空き家等の状態にあると認めるときは、速やかに町長にその情報を提供するものとする。

(立入調査等)

第5条 町長は、前条の規定による情報提供があったとき、又は第3条に規定する適正な管理が行われていないと認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、職員に必要と認める場所に立ち入らせ、当該空き家等の所有者等及び危険な状態の程度等に関し調査を行わせることができる。

(助言、指導及び勧告)

第6条 町長は、前条の調査により特定空き家等であると認めるとき、又はその恐れがあると認めるときは、当該空き家等の所有者等に対し、必要な措置について助言又は指導を行うことができる。

2 町長は、前項の助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお、当該空き家等が特定空き家等の状態にあるときは、当該空き家等の所有者等に対し、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命 令)

第7条 町長は、空き家等の所有者等が前条第2項の規定による勧告に応じないとき、又は空き家等が著しく特定空き家等の状態であると認めるときは、当該所有者等に対し履行期限を定めて必要な措置を講ずるよう命ずることができる。

(公 表)

第8条 町長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該空き家等の所有者等が正当な理由なく命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 前項の規定による公表は、江差町公告式条例（昭和30年江差町条例第2号）第2条第2項に規定する掲示場への掲示又はその他の方法により実施する。

3 町長は、前項の規定により公表するときは、事前に当該公表に係る所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(安全代行措置)

第9条 町長は、助言・指導・勧告又は命令を行った場合において、緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、所有者等の同意を得て、当該危険を回避するために必要と認める最低限度の措置を講ずることができる。この場合において、当該措置に係る費用は所有者等の負担とする。

(行政代執行)

第10条 町長は、第7条の規定による命令を受けた所有者等がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）に定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた者から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第11条 町長は、必要があると認めるときは、警察署、消防署その他の関係機関に空き家等の管理不全な状態を解消するために必要な協力を求めることができる。

(委 任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 18 号

江差町情報公開条例の一部を改正する条例について

江差町情報公開条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成 28 年 3 月 9 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の改正に伴い、江差町情報公開条例を改正するもの。

江差町情報公開条例の一部を改正する条例

江差町情報公開条例（平成13年条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第3節 不服申立て（第16条）」を「第3節 審査請求（第15条の2・第16条）」に改める。

第2章中「第3節 不服申立て」を「第3節 審査請求」に改める。

第2章第3節中第16条の前に次の1条を加える。

（審理員による審査手続に関する規定の適用除外）

第15条の2 公開等の決定又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第16条の見出し中「（不服申立て）」を「（審査請求）」に改め、同条第1項中「公開等の決定」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は」を「審査請求があつたときは」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項各号を次のように改める。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合（第12条第5項に規定する第三者から当該公文書の公開について反対の意思を表示した意見書が提出されている場合を除く。）

第16条第2項中「前項の不服申立てがあつたときは」を「第1項の審査請求があつたときは」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第17条第1項中「第16条」を「第16条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第20条第4項中「第16条」を「第16条第1項」に改める。

第21条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立人」を

「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第22条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第23条第1項中「第16条」を「第16条第1項」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであったこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

議案第19号

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例について

江差町個人情報保護条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成28年3月9日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の改正に伴い、江差町個人情報保護条例を改正するもの。

江差町個人情報保護条例の一部を改正する条例

江差町個人情報保護条例（平成13年条例第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「第6章 不服申立て（第27条）」を「第6章 審査請求（第26条の2・第27条）」に改める。

「第6章 不服申立て」を「第6章 審査請求」に改める。

第6章中第27条の前に次の1条を加える。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第26条の2 第16条第1項若しくは第23条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

第27条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「第16条第1項及び第23条第1項の決定について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあつた場合は」を「第16条第1項若しくは第23条第1項の決定又は開示請求若しくは訂正請求に係る不作為について、審査請求があつたときは」に、「不服申立てについての決定又は裁決」を「審査請求についての裁決」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- （1） 審査請求が不適法であり、却下する場合
- （2） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（開示請求者以外のものから当該個人情報の開示について反対の意思を表示した書面が提出されている場合を除く。）

第27条第1項に次の1号を加える。

- （3） 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る個人情報の訂正等を行うこととする場合

第27条第2項中「前項の不服申立てがあつたときは」を「第1項の審査請求があつたときは」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

第28条中「前条」を「第27条第1項」に、「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第32条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第4項中「第27条」を「第27条第1項」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第33条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第34条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第35条の見出し中「提出資料の閲覧」を「提出資料の写しの送付等」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同項の前に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かななければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第35条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）」を加え、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第32条第3項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があつたときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第36条第1項中「第27条」を「第27条第1項」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第3項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであったこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

議案第20号

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

固定資産評価審査委員会条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成28年3月9日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

行政不服審査法（平成26年法律第68号）の改正に伴い、固定資産評価審査委員会条例を改正するもの。

固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

固定資産評価審査委員会条例（平成11年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。第10条第1項第2号及び第2項第3号において「情報通信技術利用法」という。）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があつたときは、これを町長に提出しなければならない。

第11条第1項中「場合においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- （1） 主文
- （2） 事案の概要
- （3） 審査申出人及び町長の主張の要旨
- （4） 理由

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであったこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

議案第21号

檜山管内行政不服審査委員会の共同設置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7の第3項において準用する同法第252条の2の2第2項の規定により、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、江差町ほか2町学校給食組合、北部桧山衛生センター組合、南部桧山衛生処理組合及び檜山広域行政組合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、次のとおり規約を定め、共同して、檜山管内行政不服審査委員会を設置する。

平成28年3月9日提出

江差町長 照 井 誉之介

檜山管内行政不服審査委員会共同設置規約

(設置)

第1条 江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、江差町ほか2町学校給食組合、北部檜山衛生センター組合、南部檜山衛生処理組合及び檜山広域行政組合（以下「関係町」という。）は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づき、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、共同して、行政不服審査委員会を設置する。

(名称)

第2条 この行政不服審査委員会は、檜山管内行政不服審査委員会（以下「行政不服審査委員会」という。）という。

(行政不服審査委員会の執務場所)

第3条 行政不服審査委員会の執務場所は、北海道檜山郡江差町字茂尻町96番地檜山広域行政組合内とする。

(行政不服審査委員会の委員の選任方法)

第4条 行政不服審査委員会の委員は、関係町の長が協議により定めた委員の候補者について、檜山広域行政組合理事長が、檜山広域行政組合議会の同意を得て選任するものとする。

2 前項の規定による檜山広域行政組合議会の同意が得られないときは、関係町の長は、再び協議により、同意を得られなかった候補者に代る候補者を定め、前項の例により当該行政不服審査委員会の委員を選任するものとする。

3 行政不服審査委員会の委員に欠員を生じたときは、檜山広域行政組合理事長は、速やかに、その旨を関係町の長に通知するとともに、第1項の例により、当該行政不服審査委員会の委員を選任するものとする。

(経費の負担)

第5条 行政不服審査委員会の設置及び運営に要するすべての経費は、関係町の均等割をもって算出し、関係町が負担する。

2 関係町は、前項の規定による負担金を、檜山広域行政組合に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係町がその協議により定める。

(特定の事務に要する経費)

第6条 関係町のうち、特定の関係町が専ら当該関係町のために行政不服審査委員会をして特定の事務を管理し及び事務を執行させる場合においては、当該関係町は、これに要する経費を、前条の規定による負担金とは別に、檜山広域行政組合に交付しなければならない。

(決算報告)

第7条 檜山広域行政組合理事長は、行政不服審査委員会に関する決算を檜山広域行政組合議会の認定に付したときは、当該決算を、関係町の長に報告しなければならない。

(行政不服審査委員会の委員の身分の取り扱いに関する条例、規則並びにその他の規程)

第8条 檜山広域行政組合は、行政不服審査委員会の委員の報酬、費用弁償の額、旅費の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定又は改廃する場合においては、あらかじめ関係町と協議しなければならない。

(補則)

第9条 この規約に定めるものを除くほか、行政不服審査委員会の担任する事務に関し必要な事項は、関係町の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 22 号

住所表示の統一化に伴う関係条例の整備に関する条例の整理について

住所表示の統一化に伴う関係条例の整備に関する条例を、次のように定める。

平成 28 年 3 月 9 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

住所表示の統一化に伴い、関係条例を改正するもの。

住所表示の統一化に伴う関係条例の整備に関する条例

(江差町役場庁舎位置条例の一部改正)

第1条 江差町役場庁舎位置条例(昭和30年条例第3号)の一部を、次のように改正する。

本則中「中歌町193番地の1」を「中歌町193番地1」に改める。

(江差町スポーツ施設条例の一部改正)

第2条 江差町スポーツ施設条例(平成16年条例第3号)の一部を、次のように改正する。

別表第1中「本町217番地の1」を「本町217番地1」に改める。

(江差町文化財建造物施設管理条例の一部改正)

第3条 江差町文化財建造物施設管理条例(平成22年条例第3号)の一部を、次のように改正する。

第2条の表中「中歌町112番地の1」を「中歌町112番地1」に改める。

(江差町集会施設条例の一部改正)

第4条 江差町集会施設条例(平成2年条例第18号)の一部を、次のように改正する。

別表第1中「榎川町243番地の3」を「榎川町243番地3」に、「南浜町145番地の1」を「南浜町145番地1」に、「緑丘3番地の3」を「緑丘3番地3」に、「中網町130番地の2」を「中網町130番地2」に改める。

(江差町立保育所条例の一部改正)

第5条 江差町立保育所条例(昭和34年条例第1号)の一部を、次のように改正する。

第3条の表中「円山313番地の20」を「円山313番地20」に改める。

(江差町デイサービスセンター条例の一部改正)

第6条 江差町デイサービスセンター条例(平成12年条例第22号)の一部を、次のように改正する。

第2条の表中「新栄町264番地の2」を「新栄町264番地2」に、「円山299番地の63」を「円山299番地63」に改める。

(南が丘ふれあいセンター条例の一部改正)

第7条 南が丘ふれあいセンター条例(平成7年条例第20号)の一部を、次のように改正する。

第2条の表中「南が丘7番地の297」を「南が丘7番地297」に改める。

(江差町生きがい交流センター条例の一部改正)

第8条 江差町生きがい交流センター条例(平成12年条例第31号)の一部を、次のように改正する。

第1条の表中「円山313番地の14」を「円山313番地14」に改める。

(江差町老人福祉センター条例の一部改正)

第9条 江差町老人福祉センター条例(平成12年条例第23号)の一部を、次のように改正する。

第2条第2号中「新栄町264番地の2」を「新栄町264番地2」に改める。

(江差町在宅型総合福祉施設設置条例の一部改正)

第10条 江差町在宅型総合福祉施設設置条例(平成 年条例第 号)の一部を、次のように改正する。
第2条第2号中「円山299番地の63」を「円山299番地63」に改める。

(江差山車(やま)会館条例の一部改正)

第11条 江差山車(やま)会館条例(平成22年条例第2号)の一部を、次のように改正する。
第2条中「中歌町193番地の3」を「中歌町193番地3」に改める。

(江差町漁村センター条例の一部改正)

第12条 江差町漁村センター条例(平成18年条例第21号)の一部を、次のように改正する。
第2条中「姥神町157番地の1」を「姥神町157番地1」に改める。

(江差町会所会館条例の一部改正)

第13条 江差町会所会館条例(平成13年条例第7号)の一部を、次のように改正する。
第2条の表中「中歌町76番地の1」を「中歌町76番地1」に改める。

(江差町公共下水道設置条例の一部改正)

第14条 江差町公共下水道設置条例(平成14年条例第15号)の一部を、次のように改正する。
第4条第2号中「砂川411番地の6」を「砂川411番地6」に改める。

(江差港マリーナ施設条例の一部改正)

第15条 江差港マリーナ施設条例(平成18年条例第23号)の一部を、次のように改正する。
第2条第2号中「姥神町1番地の10」を「姥神町1番地10」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第23号

檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、檜山広域行政組合の共同処理する事務を別紙1のとおり変更し、檜山広域行政組合規約（昭和49年檜振興第18号指令）を別紙2のとおり変更する。

平成28年3月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の変更について協議したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、この議案を提出するものである。

(別紙1)

檜山広域行政組合の共同処理する事務の変更

檜山広域行政組合が共同処理している事務から、(3) 檜山地域医療連携に関する事務を削り、(3) 地方創生等広域連携事業に関する事務を加える。

(別紙2)

檜山広域行政組合規約の一部を変更する規約

檜山広域行政組合規約（昭和49年2月20日檜振興第18号指令）の一部を次のように変更する。

第3条第3号を次のように改める。

(3) 地方創生等広域連携事業に関する事務

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 24 号

江差町逆川森林公園条例の制定について

江差町逆川森林公園条例の整備に関する条例を、次のように定める。

平成 28 年 3 月 9 日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

江差町鹹川地区に位置する江差町逆川森林公園の設置及び管理等に関する事項を条例で定めるもの。

江差町逆川森林公園条例

(設置)

第1条 森林の優れた景観のなか、町民が森林に親しみ、豊かな自然にふれあう憩いと交流の場とするため、森林公園を設置する。

(名称及び位置)

第2条 森林公園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
江差町逆川森林公園	江差町字鹹川町1125番地、1126番地、1130番地5、1216番地2、1217番地、1220番地の内

(行為の許可)

第3条 江差町逆川森林公園（以下「森林公園」という。）において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、集会その他これに類する催し及び出店のために森林公園の全部又は一部を独占して使用すること。

2 町長は、前項各号に掲げる行為が公衆の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。

3 前項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

4 町長は、第2項又は前項の許可について森林公園の管理上必要があるときは、条件を付すことができる。

(許可の取り消し等)

第4条 町長は、前条第2項の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、森林公園の利用を制限し、又は前条第4項の許可の条件を変更し、若しくは前条第2項の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の目的又は使用の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) その他管理上支障があるとき。

2 町長は、前項に掲げるもののほか、災害その他の事故により施設等の使用ができなくなったとき、又は災害その他の事故のおそれがあると認められるときは、森林公園の利用を制限し、又は許可の条件を変更し、若しくは許可を取り消すことができる。

3 前2項の規定により森林公園の利用を制限し、又は許可の条件を変更し、若しくは許可を取り消したことによって許可を受けた者に損害を生じても町長はその責を負わない。

(行為の禁止)

第5条 森林公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設を損傷又は汚損すること。
- (2) 木竹の伐採又は植栽植物の採取若しくはこれらを損傷すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類の捕獲又は殺傷をすること。
- (5) 指定された場所以外で火気を使用すること。
- (6) はり紙若しくは立て札をし又は広告を表示すること。
- (7) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (8) 指定された場所以外への車の乗り入れ又は止め置くこと。
- (9) その他管理上支障となる行為

2 町長は、前項各号に該当する行為をした者又はその行為のおそれがあると認められる者に対し、行為の中止、原状回復又は森林公園から退去を命ずることができる。

(損害賠償)

第6条 森林公園を利用する者は、施設を損傷し又は滅失した場合において原状回復できないときは、町長の定める額を賠償しなければならない。

(管理の委託)

第7条 町長は、森林公園の管理に関する業務を公共的団体に委託することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、森林公園の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第25号

過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を
改正する条例について

過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を、次のよ
うに改正するものとする。

平成28年3月9日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正により、その効力が5年間延長されたこと
に伴い、条例を改正するもの。

過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を
改正する条例

過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成12年条例第3
0号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成28年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成28年3月31日から施行する。

議案第26号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成28年3月9日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

江差町国民健康保険税の1期あたりの納税額を軽減することを通じ納付率の向上を図るため、納期を6期制から8期制に変更することに伴い、条例を改正するもの。

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中第6期「同月25日まで」を「同月31日まで」に改め、その次に「第7期 1月1日から同月31日まで」及び「第8期 2月1日から同月末日まで」を加える。

附 則

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第27号

江差追分会館条例の一部を改正する条例について

江差追分会館条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成28年3月9日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

町民の歴史文化に親しむ環境づくりに向けて、江差追分会館の観覧料町民無料化のため、江差追分会館条例の一部を改正するもの。

江差追分会館条例の一部を改正する条例

江差追分会館条例（昭和57年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 別表1の区分に掲げる観覧料について、江差町民は無料とする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第28号

江差町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

江差町道路占用料徴収条例の一部を、次のように改正するものとする。

平成28年3月9日提出

江差町長 照 井 誉之介

提案理由

道路法施行令の改正に伴い、江差町道路占用料徴収条例を改正するもの。

江差町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

江差町道路占用料徴収条例（昭和28年条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料	
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	電柱 (支柱・支線及び支線柱を含む)	1本につき1年	480円	
	電話柱 (支柱・支線及び支線柱を含む)		280円	
	その他の柱類		28円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	3円	
	地下に設ける電線その他の線類		2円	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	270円	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		560円	
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	760円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	560円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1メートルにつき1年	12円	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		17円	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		25円	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		34円	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		50円	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		67円	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		120円	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		170円	
	外径が1m以上のもの		340円	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	8円	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	76円	
令第7条第1号に掲げる物件	看板	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	76円
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	760円
	標識		1本につき1年	450円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	8円
		その他のもの	1本につき1月	76円
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面積1平方メートルにつき1年	560円	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面積1平方メートルにつき1月	76円	
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			56円	

備考

- 1 電柱及び電話柱に支柱又は支線(以下「支柱等」という。)が付設されている場合は支柱等を含めて単位とし、支柱等のみの占有の場合は支柱等をもって単位とする。
- 2 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 3 広告塔又看板の面積は表示部分の面積とし、1平方メートル未満であるときは、1平方メートルとして計算する。
- 4 1件の占有許可に係る年度ごとの占有料の額が100円に満たない場合は占有料の額を100円とする。
- 5 占有期間が年ぎめで1年未満のときは月割計算し、1ヶ月未満の端数があるときには、1ヶ月として計算する。
- 6 占有期間が月ぎめの場合で1ヶ月未満のときは1ヶ月として計算する。
- 7 令とは、道路法施行令(昭和27年政令第479号)をいう。

附則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 29 号

町道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、江差町道路線を下記のとおり認定する。

記

路線番号	路線名	区間	延長
309	橋本町 2 号通り	橋本町 136 番地 1 地先から 橋本町 77 番地 6 地先まで	58.8m
310	伏木戸北 2 号通り	伏木戸町 574 番地先から 伏木戸町 585 番地 5 地先まで	289.0m

平成 28 年 3 月 9 日提出

江差町長 照井 誉之介

議案第30号

江差町過疎地域自立促進市町村計画の策定について

江差町過疎地域自立促進市町村計画（自平成28年度、至平成32年度）を別添のとおり策定することについて、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条の規定により議会の議決を求める。

平成28年3月9日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

過疎地域自立促進特別措置法の一部改正に伴い、平成28年度から32年度までの江差町過疎地域自立促進市町村計画を策定することとなったもの。